

商 品 説 明 書

当座預金（一般）

※この「商品説明書」は、当座預金の商品内容の概要を記載したものです。詳しくは「当座預金規定」をご覧ください。

※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

1. 商品名	当座預金（一般）
2. ご利用いただける方	法人および個人事業主のお客様 ご利用にあたっては当組合所定の審査がございます。
3. 預入期間	定めはございません。
4. 預入	
(1) 預入方法	随时お預け入れいただけます。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	小切手、手形がお支払いのために提示されたときに払い戻しいたします。
6. 利息	利息は付きません。
7. 手数料	手形用紙、小切手帳の発行については、店頭に表示する手形、小切手帳代金がかかります。
8. 中途解約時の取扱い	
9. その他参考となる事項	
(1) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象となり、全額保護の対象となります。
10. 苦情処理措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。</p> <p>【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受 付 時 間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p>
11. 紛争解決措置	<p>・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受 付 時 間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便</p>

	<p>利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 <p>例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)</p> <p>※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
--	--